

## 『秩父市土砂等のたい積の規制に関する条例』一部改正の概要

### 1 許可を受けなければならない条件を見直しました。(第7条)

- (1) 500 m<sup>2</sup>未満の土砂等堆積でも、同時期に複数の区域で行われるものについて、一体性が認められ、その合計面積が500 m<sup>2</sup>以上となる場合は、許可を受けなければならないという趣旨を明確にしました。(第1号ア)
- (2) 500 m<sup>2</sup>未満の土砂等堆積でも、別時期(5年以内)に複数回行われるものについて、一体性が認められ、その合計面積が500 m<sup>2</sup>以上となる場合は、許可を受けなければならないこととしました。(第1号イ)
- (3) 500 m<sup>2</sup>未満の土砂等堆積でも、土地の地盤の高さが1m以上変動(土砂等堆積の着手日前5年以内に土砂等堆積が行われていた場合は、その堆積前の地盤の高さが基準)する場合は、許可を受けなければならないこととしました。(第1号ウ)

### 2 土砂等堆積について、区域周辺住民への周知を義務化しました。(第9条)

### 3 許可の基準等に関する規定を改めました。(第10条)

- (1) 許可の基準を見直しました。(第1項)  
許可の基準である「土砂等の堆積に関する計画の内容」の適合要件として、事前協議の終了並びに土砂等の試料及び当該土砂等の土壌基準適合証明書類の提出並びに区域周辺住民への周知並びに堆積土砂等が、原則として埼玉県内で採取した土砂等(過去に埼玉県外から埼玉県内に搬入された土砂等を採取する場合は、埼玉県内に搬入された日から5年を経過したもの)で、採取場所から直接搬入されるものであることを追加しました。
- (2) 暴力団排除に関する規定を追加しました。(第2項第4号)
- (3) 許可に付する条件を見直しました。(第3項)  
広範囲において必要な条件を付せるようにしました。

### 4 許可の取消しに関する規定を改めました。(第13条)

- (1) 許可の取消し要件を追加しました。(第1項第7号)
  - ① 堆積土砂等による災害を防止するため緊急の必要がある場合の、許可事業者に対し命じた土砂等堆積の停止又は期限付きの災害防止その他必要な措置命令に従わないとき。
  - ② 廃止又は中止の届出に当たり、市から堆積土砂等による災害防止その他必要な措置が講じられていない旨の通知を受けたにもかかわらず必要な措置を講じない場合、また、完了の届出に当たり、市から許可の基準に適合していない旨の通知

を受けたにもかかわらず必要な措置を講じない場合の、許可事業者に対し命じた期限付きの堆積土砂等の全部又は一部の除去その他必要な措置命令に従わないとき。

(2) 許可の取消し要件を改めました。(第1項第7号)

許可事業者が土砂等の堆積に関する計画に従って土砂等の堆積を行っていない場合については、許可期間中・後を問わず許可事業者に対し命じた期限付きの堆積土砂等の全部又は一部の除去その他その改善に必要な措置命令に従わないときとしました。

※ 許可期間後でも許可の取消しが可能となります。

(3) 許可の取消し後の措置を追加しました。(第2項)

堆積土砂等の全部除去その他必要な措置を義務として追加しました。

## 5 措置命令に関する規定を改めました。(第20条)

(1) 堆積土砂等による災害を防止するため緊急の必要がある場合に、許可事業者に対し土砂等堆積の停止又は期限付きの災害防止その他必要な措置を講ずることを命ずることができる旨の規定を追加しました。(第1項)

(2) 許可事業者が土砂等の堆積に関する計画に従って土砂等の堆積を行っていない場合、許可事業者に対し、許可期間中・後を問わず、期限付きの堆積土砂等の全部又は一部の除去その他その改善に必要な措置を講ずることを命ずることができる旨の規定としました。(第2項)

※ 許可期間後でも措置命令が可能となります。

(3) 廃止又は中止の届出に当たり、市から堆積土砂等による災害防止その他必要な措置が講じられていない旨の通知を受けたにもかかわらず必要な措置を講じない場合、また、完了の届出に当たり、市から許可の基準に適合していない旨の通知を受けたにもかかわらず必要な措置を講じない場合、許可事業者に対し期限付きの堆積土砂等の全部又は一部の除去その他必要な措置を講ずることを命ずることができる旨の規定を追加しました。(第3項)

(4) 許可を取り消された者が堆積土砂等の全部除去その他必要な措置を講じない場合、期限付きの堆積土砂等の全部除去その他必要な措置を講ずることを命ずることができる旨の規定を追加しました。(第4項)

## 6 許可事業者等が第20条の措置命令に従わない場合は、その内容等を公表することができる旨の規定を追加しました。(第20条の2)

## 7 罰則を強化しました。(第25条及び第26条)

(1) 土壌基準に適合しない土砂等が土砂等の堆積に使用され、又は使用されているおそれがある場合の、土砂等の堆積の停止命令又は期限付きの土砂等除去その他必要な措置命令に従わない土砂等の堆積を行っている者等(第25条第1項第1号)

5万円以下の過料 ⇒ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

- (2) 土砂等の堆積に係る土砂等について、定期の汚染状況調査結果の届出をせず、又は虚偽の届出をした許可事業者（第25条第1項第3号）

**5万円以下の過料 ⇒ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

- (3) 堆積土砂等による災害を防止するため緊急の必要がある場合の、土砂等堆積の停止命令又は期限付きの堆積土砂等による災害防止その他必要な措置命令に従わない許可事業者（第25条第1項第4号）

**2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（新規）**

- (4) 土砂等の堆積に関する計画に従って土砂等の堆積を行っていないことについての、期限付きの堆積土砂等の全部又は一部の除去その他その改善に必要な措置命令に従わない許可（変更許可）事業者（第25条第1項第4号）

※ 許可期間終了後も同様です。

**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

**⇒ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金**

- (5) 許可取消しに係る堆積土砂等の全部除去その他必要な措置を講じないことについての、期限付きの堆積土砂等の全部除去その他必要な措置命令に従わない者（第25条第1項第4号）

**2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（新規）**

- (6) 許可（変更許可）を受けずに土砂等の堆積を行ったことについての、土砂等堆積の中止命令又は期限付きの堆積土砂等の全部除去その他必要な措置命令に従わない者（第25条第1項第4号）

**2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（新規）**

- (7) 廃止又は中止の届出に当たり、市から堆積土砂等による災害防止その他必要な措置が講じられていない旨の通知を受けたにもかかわらず必要な措置を講じない場合、また、完了の届出に当たり、市から許可の基準に適合していない旨の通知を受けたにもかかわらず必要な措置を講じない場合の、期限付きの堆積土砂等の全部又は一部の除去その他必要な措置命令に従わない許可事業者（第25条第2項）

**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（新規）**

- (8) 着手（中止後の再開を含む。）の届出をせず、又は虚偽の届出をした許可事業者（第25条第3項第2号）

**50万円以下の罰金（新規）**

- (9) 許可事項に係る変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした許可事業者（第25条第4項）

**5万円以下の過料（新規）**

- (10) 法人又は人の業務に関し、第25条の違反行為をしたその法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員（第26条）

**違反行為者については各規定の罰則、**

**法人又は人については各規定の罰金（新規）**